

分野別計画 第4章

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策 4-1 農業の振興

施策 4-2 林業の振興

施策 4-3 水産業の振興

施策 4-4 工業の振興

施策 4-5 商業・サービス産業の振興

施策 4-6 観光の振興

施策 4-7 労働環境の向上

リーディング事業【23～31】

4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策

4-1 農業の振興

現状と課題

農業は、食料生産だけでなく、環境保全などの多面的機能も有していますが、農業を取り巻く環境は、都市化の進展や輸入農産物の増加による価格の下落などにより、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加、農家戸数・農業従事者の減少傾向に歯止めがかからない状況となっています。一方で、食品の偽装表示問題、外国産農産物や食料加工品の残留農薬問題等によって、食の安全・安心に対する関心が高まっており、安全・安心な農産物の安定供給が求められています。

これに対応するため、担い手農家や後継者の育成、新規就農者の支援を行うとともに、農作業の受委託や集落営農の推進が必要となっています。また、平成26年には経営耕地面積規模が0.5ha未満の農家戸数が全体の66%を占めていることから、農地の利用集積及び集約を促進し、効率的な生産システムの確立による農業経営の安定を図っていく必要があります。さらに、農業の振興及び安全・安心な食材を求める消費者の期待に応えるため、地元農産物を利用した特産品の開発(6次産業化)や地産地消を推進するとともに、安定的な流通ルートを確認する必要があります。

生産基盤の整備については、生産性の向上を図るため、ほ場整備や農道、農業用排水路、ため池などの施設の改良整備を進める必要があります。

施策の基本方針

担い手農家や後継者の育成及び新規就農者の支援に努めます。また、農地の利用集積や農業生産基盤の整備を行うとともに、生産技術の向上や経営管理の合理化により農業経営の強化を図ります。さらに、地元農産物の生産、販売の拡大に努め、生産者と消費者の交流などによる地産地消を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「地域の特性を活かした農産物が生産され、身近な場所で購入することができる」と思う市民の割合	56%	64%	80%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
農地利用集積割合(認定農業者・特定農業法人等管理水田面積割合)	24%	28%	50%
特定農業法人数(延べ数)	2団体	3団体	5団体

※担い手農家 特定農業団体(集落営農組織)や認定農業者を含んだ農業従事者のこと。

※集落営農 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。

※6次産業化 農林水産物及びその副産物などの「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者(1次産業)がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら運搬して加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)に取り組む経営の多角化を進めることで農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。

※地産地消 地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組。

※ほ場整備 農作業の効率化を促進するために実施する農地の区画整理。

※認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

※特定農業法人 担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人であって、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する農業生産法人。

● 施策の展開

① 農業経営基盤の強化

② 担い手の育成

③ 地産地消の推進

④ 農業生産基盤の整備

【施策の展開】

① 農業経営基盤の強化

農地の利用集積及び農地の集約化を図るとともに、経営規模を拡大し、農業経営の安定を図ります。

また、生産条件の不利な^{*}中山間地域の農地を保全し、洪水の防止などの多面的機能を維持するための支援を行います。

イノシシなどの有害鳥獣による農作物等への被害を防止するため、関係機関と連携し被害防止対策を推進します。

<主な取組> ◆^{*}農地中間管理機構の活用 ◆耕作放棄地対策の推進 ◆中山間地域の農地保全 ◆有害鳥獣対策の推進

② 担い手の育成

後継者の育成を図るため、農業協同組合等と連携し、^{*}認定農業者の確保・育成を行うとともに、集落営農組織や集落営農法人の設立を支援します。また、新規就農者への経済的支援を行うとともに、山口県立農業大学校と連携した技術的支援に努めます。

関係機関の経営基盤の充実、事業活動の活性化を促進し、農作業の受委託の要望や耕作放棄地の増加への対応など農業を巡る諸情勢の変化に対応できる農業者を育成します。

<主な取組> ◆認定農業者の確保・育成 ◆集落営農組織や集落営農法人の設立支援 ◆新規就農者への支援

③ 地産地消の推進

新しい生産技術や営農技術の導入により、新鮮で安全・安心な農産物の安定的な供給体制を確保し、生産者と消費者の交流を支援することなどによって^{*}地産地消を推進します。

また、学校給食等での地元食材の利用拡大に努めます。

<主な取組> ◆青果市場の効率的な運営 ◆地元農産物の消費拡大の推進 ◆生産者と消費者の交流支援
◆学校給食等での地元食材の利用拡大

④ 農業生産基盤の整備

農地の高度利用と生産性の向上を図るため、ほ場、農業用排水路、ため池、農道などの生産基盤の整備を推進するとともに、その適正な管理を行います。

また、農村における生活環境の向上に努めるとともに、自然と触れ合える場所として、農村公園等の活用を促進します。

<主な取組> ◆生産基盤の整備、充実 ◆生活環境の整備、充実

関連計画

- ・ 防府農業振興地域整備計画(期間なし)〔農林水産振興課〕
- ・ 防府市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(H27年度～H31年度)〔農林水産振興課〕
- ・ 防府市鳥獣被害防止計画(H27年度～H29年度)〔農林水産振興課〕

※**中山間地域** 一般的には、平野の周辺部から山間にいたる、まとまった耕地の少ない地域。山口県では、地域振興5法(離島振興法、山村振興法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法)の適用地域又は農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域のいずれかに該当する地域を指す。

※**農地中間管理機構** 農用地を貸したいという農家から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手へ農用地の集積・集約化を図るため、農用地等の中間的受け皿となるもの。

4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策

4-2 林業の振興

現状と課題

本市の森林面積は、平成26年度末において9,788haであり、市域面積全体の約52%を占めています。森林は、木材の生産という経済的機能のほか、治山や治水、水源の^{*}かん養、二酸化炭素を吸収することによる^{*}地球温暖化防止など多面的な機能を有しており、これらの多面的機能を維持していくことが重要です。また、平成21年7月の豪雨によって発生した多くの山地災害を教訓として、災害に強い森林づくりを推進することが求められています。

しかしながら、後継者不足、林業従事者の高齢化に加え木材価格の低迷等による経営意欲の低下などにより、林業活動が停滞しています。さらに、林業の生産基盤施設である林道整備の遅れにより、作業地までの移動に多大な時間を要し、伐採期に達しているものの道路がないため、搬出することができない^{*}人工造林地も多く存在します。森林整備の担い手として森林組合等を活用し、後継者としての人材を育成するとともに、私有林、公有林を集約化し、造林、保育を促進するなど、持続可能な林業経営体制の確立を推進していく必要があります。また、造林、保育などの林業振興や森林保全のため、今後も林道を継続的に整備し、維持管理していく必要があります。

こうした中、木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的として、平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されました。今後、公共建築物等の建築において木材の利用を積極的に進めていく必要があります。

施策の基本方針

森林整備や森林機能の維持管理を図るため、^{*}森林施業の集約化を推進します。また、森林施業に必要な林道網の整備及び維持管理に努めます。さらに、関係機関との連携強化を図り、林業後継者の育成を進めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「森林資源の保護育成や有効活用が行われている」と思う市民の割合	15%	25%	35%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
民有林造林面積(延べ面積)	4ha	4ha	10ha
小規模作業林道整備延長(延べ延長)	4,100m	4,786m	5,200m

※水源の^{*}かん養 森林土壌の貯水や治水、水をきれいに浄化する機能。

※地球温暖化 人間の活動の拡大により、熱を蓄積する性質をもつ二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、一酸化窒素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

※人工造林 苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

※保育 植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、枝打ち等の作業の総称。

※森林施業 森林を育成するための造林、保育、伐採等を実施すること。

● 施策の展開

① 林業経営支援の充実

② 林業生産基盤の整備

【施策の展開】

① 林業経営支援の充実

森林整備や森林機能の維持管理を図るため、林業団体を育成するとともに、^{*}森林施業の団地化・共同化による造林、^{*}保育を促進します。

<主な取組>◆林業団体及び後継者の育成 ◆森林資源の保護育成 ◆造林、保育の促進

② 林業生産基盤の整備

森林作業を軽減し、森林の保全を図るため、林道整備を継続して実施するとともに、その維持管理を行います。

<主な取組>◆林道の整備、充実

関連計画

・防府市森林整備計画（H27年度～H36年度）〔農林漁港整備課〕

4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策

4-3 水産業の振興

現状と課題

本市では、温暖な気候風土に恵まれた環境の中で、古くから漁業が盛んに営まれています。現在、7漁港を基地として主に小型底曳網、建網、一本釣などの沿岸漁業が行われており、はも、えび、いわし、いか、たこ、かれい類と魚種に恵まれています。

しかし、漁業就業者の著しい高齢化と深刻な後継者不足から漁業労働力が低下しており、さらに漁獲量の減少に加え、魚価も低迷傾向にあるなど、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このように水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、水産物の安定供給のため、水産資源の保護・繁殖を行い、地産地消や魚食普及の推進に努めることにより魚の消費を拡大し、漁業経営の安定と向上を図るとともに、後継者の確保、育成に努めることが必要となっています。

今後、漁業生産活動の基盤となる漁港施設の老朽化が進行していくことから、機能性や安全性を確保しなければなりません。また、排水施設の整備などにより、生活環境の向上と公共用水域の水質改善等を図る必要があります。

施策の基本方針

水産業の振興を図るため、「つくり育てる漁業」への転換を推進するとともに、平成27年4月に道の駅に登録された防府市水産総合交流施設「潮彩市場防府」を活用して、防府市近海の水産物の認知度を高め、ブランド力の強化や魚の消費拡大を図り、漁業経営の安定化と漁業後継者の確保及び育成に努めます。また、漁港施設の機能確保及び生活環境の整備を推進します。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「水産物が安定して供給され、魚の消費拡大が進められている」と思う市民の割合	33%	45%	55%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
漁港機能保全整備箇所数(延べ数)	—	1漁港	2漁港

※7漁港 富海、牟礼、中浦、西浦、大道、向島、野島の7漁港のこと。

※沿岸漁業 陸から比較的近い沿岸部で行われる小規模な漁業。

※地産地消 地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組。

※公共用水域 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠(こうきょ)、灌漑用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし下水道法に規定される「公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているもの(流域下水道に接続する公共下水道を含む)」は公共用水域から除外。

● 施策の展開

①水産業生産力の強化

②水産基盤の整備

【施策の展開】

①水産業生産力の強化

漁業就業者を確保するため、関係機関と連携し、新規漁業就業者、漁業後継者の育成、定着を図ります。

水産資源の確保及び安定供給を図るため、種苗の[※]中間育成、放流を推進するとともに、漁場環境の整備を推進します。

魚の消費拡大を図るため、ブランド力の強化や[※]6次産業化を推進するとともに、魚食普及や[※]地産地消の啓発を関係機関と連携して実施します。

<主な取組>◆新規漁業就業者、漁業後継者の育成、定着 ◆栽培漁業の推進 ◆漁場環境の整備 ◆魚食の普及
◆地産地消の啓発 ◆水産総合交流施設「潮彩市場防府」の活用

②水産基盤の整備

水産物供給基盤を充実させるため、老朽化した漁港施設の補強補修を行い、施設機能を確保します。

生活環境の向上と[※]公共用水域の水質改善を図るため、排水施設の整備などを推進します。

<主な取組>◆漁港施設の整備、充実 ◆生活環境の整備、充実



道の駅「潮彩市場防府」

※**中間育成** 卵からかえったばかりの小さな魚は、そのまま放流しても、食害等によりなかなか効果が得られないため、人の手により、高い放流効果を得ることのできる大ききまで育てること。

※**6次産業化** 農林水産物及びその副産物などの「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者（1次産業）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。

施策

4-4 工業の振興

現状と課題

本市の臨海部には、自動車関連を中心に大規模工場が集積しており、製造業を中心とした工業が、経済の安定的な発展を支える重要な役割を担っています。今後も、工業の成長を持続させていくためには、基幹産業の振興に加え企業誘致を推進し、新たな産業の導入に向け企業の内発展開などを支援することが必要です。

また、本市の工業を支える中小企業・小規模企業者に対しては、平成27年8月に施行された「防府市中小企業振興基本条例」に基づく総合的な支援が求められています。

さらに、重要港湾三田尻中関港は、県央部における産業拠点港湾として、国内はもとよりアジアやヨーロッパなどの諸外国との経済交流が展開され、本市の産業を支える重要な役割を担っています。このことから、国際貿易港として、輸送船舶の大型化や各種の物流需要に対応するとともに、物流の円滑化を図るための機能の強化が望まれています。

施策の基本方針

企業ニーズや企業動態の把握を行い、基幹産業の振興、市内に根付く企業の体質強化や新規事業展開を支援するとともに、企業誘致を推進します。さらに、新たな産業の導入に向けた取組を推進します。また、国や県などと連携し、物流関係施設の整備の促進などにより物流機能の強化を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標 (平成32年)
「企業の生産活動が活発に行われている」と思う市民の割合	22%	38%	50%

目標指標

目標指標	実績 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
企業誘致優遇措置指定件数 (年間)	3件	3件	5件
売れるものづくり事業による新製品開発着手等事業者数 (延べ数)	12社	34社	50社

※内発展開 新産業の創出や既存産業の高度化などを通じた創造的な企業展開。

※防府市中小企業振興基本条例 中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務及び中小企業等の役割を明示し、施策の基本的方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例。

※重要港湾三田尻中関港 「重要港湾」は、港湾法による港湾の一区分で、102港が指定されている。三田尻中関港はそのうちのひとつで、三田尻港と中関港を総称しており、山口県が管理している。

● 施策の展開

① 企業誘致の推進

② 地場産業・既存企業・中小企業の育成

③ 新たな産業の育成

④ 物流機能の充実

【施策の展開】

① 企業誘致の推進

産業の振興と雇用の安定を図るため、国や県、各種団体などとの連携を強化し、企業誘致のための支援態勢を整えるとともに、本市の産業、地域資源及び支援策等の幅広い情報の提供を行います。

また、企業の未利用地の有効利用を促進するとともに、関係機関と連携し、企業用地の確保に努めます。

<主な取組> ◆誘致活動の充実 ◆企業誘致優遇措置の充実 ◆企業用地の確保

② 地場産業・既存企業・中小企業の育成

基幹産業の振興、市内に根付く企業の体質強化や新規事業展開等の支援に努めます。また、生産性の向上や高付加価値化の実現に向け、企業ニーズを把握し、企業間及び関係機関との連携による共同研究や新商品等の開発及び販路拡大の促進に努めます。

次代を担う人材の育成や確保のため、^{*}インターンシップの支援を進めます。

<主な取組> ◆企業ニーズ等の把握 ◆企業の育成 ◆連携の促進 ◆^{*}地場産業振興センターが行う関連事業への支援

③ 新たな産業の育成

新たな産業の創出を促し、産業構造の多様化を図るため、既存企業の内^{*}発展開や新たな産業の導入に向けた企業誘致を推進し、今後の成長が期待される産業の育成に努めます。

<主な取組> ◆新たな産業の育成 ◆規制緩和に関する特例措置等の活用

④ 物流機能の充実

物流機能の向上と業務の効率化を図るため、「^{*}三田尻中関港港湾計画」に基づき物流関係施設の整備と利用の促進に努めます。また、新規コンテナ航路の開設などによる物流ネットワークの充実を図ります。

<主な取組> ◆物流関係施設の充実 ◆物流ネットワークの充実

関連計画

・防府市中小企業振興基本計画（H28年度～H32年度）〔商工振興課〕

※インターンシップ 学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

※地場産業振興センター（公財）山口・防府地域工芸・地場産業振興センター（愛称：デザインプラザHOFU）の略称。地域産業の振興を支援する機関として、地域資源を活用した新規事業展開や商品開発、販路開拓などの支援事業を実施している。

※三田尻中関港港湾計画 重要港湾三田尻中関港における、物流、交流、環境、安全の4つの機能を融合させた活力と魅力のあるみなどを目指すために策定された平成30年代前半を目標年次とする山口県の港湾計画。

4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策

4-5 商業・サービス産業の振興

現状と課題

本市の商業は、平成3年以降、小売業における小規模な事業所の減少や、卸売業全体における従業員数の減少などによって、事業所数と従業者数が共に減少傾向にあります。また、市外から進出する大規模小売店舗をはじめ大資本の商業やサービス業が、数多く市周辺部へ立地していることから、中心市街地の商店街では、空き店舗が目立つ状況となっています。本市では、近年さまざまな空き店舗対策を講じていますので、一部に改善の兆しが見えはじめていますが、商店街全体としての空洞化には歯止めがかからない状態と言えます。

商業・サービス産業の振興を図るためには、市内の商業やサービス業の魅力を高めるとともに、大規模小売店舗と商店街の共生、^{*}公共施設等と商店街の連携などによって中心市街地における商業やサービス業の均衡ある発展を推進し、中心市街地の活性化を図ることが必要です。また、今後の成長が見込まれるサービス産業等の誘致や^{*}創業支援センターを窓口とした着実な商業育成、新たに本市の商業分野に加わった企業や個人等への適切な支援を行っていくことも必要です。

施策の基本方針

関係機関との連携のもと商業・サービス産業の育成支援を進めるとともに、魅力ある商店街の形成、大規模小売店舗や公共施設等との連携などによる回遊性の向上により、中心市街地の活性化に努めます。

また、今後の成長が見込まれるサービス産業の誘致や育成を推進していくための体制と支援メニューの充実に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「商業活動が活発に行われ、身近な場所でさまざまな商品を購入したり、サービスを受けたりすることができる」と思う市民の割合	28%	39%	50%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
中心市街地の商店街空き店舗対策出店数(延べ数)	5店	23店	30店
中心市街地の1日の通行量(休日)	10,415人	9,412人	13,500人

※**公共施設** 公会堂、体育館、公民館など広く市民が利用するための施設。

※**創業支援センター** 防府市創業支援事業計画に基づき平成26年5月に開設された創業に関するワンストップ相談支援窓口。

● 施策の展開

① 経営基盤の充実

② 商店街の活性化

③ 中心市街地の活性化

④ サービス産業等の育成

【施策の展開】

① 経営基盤の充実

関係機関と連携し市制度融資[※]をはじめ経営指導・相談体制などの支援体制を充実させ、経営能力の向上と経営体質の強化を図ります。

<主な取組>◆相談支援体制の充実

② 商店街の活性化

関係機関と連携を取りながら、後継者及び新規開業者の育成を図ります。また、個々の店舗の魅力の向上を目的とした事業や商店街の回遊性を高めるための空き店舗対策など魅力ある商店街づくりを支援します。

<主な取組>◆後継者及び新規開業者の育成 ◆魅力ある商店街づくりの支援

③ 中心市街地の活性化

防府商工会議所と連携し、にぎわいを創出する活動を支援するとともに、中心市街地への事業所の誘導を図ります。

また、大規模小売店舗や商店街、公共施設等[※]の連携を図り、中心市街地における回遊性の向上に努めます。

<主な取組>◆にぎわいの創出活動の支援 ◆事業所設置優遇措置の充実 ◆商業等の活性化に関する計画の策定

④ サービス産業等の育成

今後の成長が見込まれるサービス産業等の誘致や創業支援センター[※]を活用した事業者の育成を行うとともに、事業所の誘導に向けた支援の充実を図ります。

<主な取組>◆新規事業展開の促進 ◆産学公の連携の強化 ◆[※]地場産業振興センター等の関係機関との連携強化

※市制度融資 中小企業の安定した経営を図るため、事業に必要な資金を低金利で貸し出す融資制度。
市と信用保証協会、取扱金融機関が協調して行う「防府市中小企業振興資金融資制度」のこと。

※地場産業振興センター (公財) 山口・防府地域工芸・地場産業振興センター (愛称：デザインプラザHOFU) の略称。地域産業の振興を支援する機関として、地域資源を活用した新規事業展開や商品開発、販路開拓などの支援事業を実施している。

4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策

4-6 観光の振興

現状と課題

観光は、従来の団体ツアーなどに見られた物見遊山型から、目的地特有の食文化や体験を求める傾向が強くなっており、着地先の人々との交流を楽しむなど、その地域を深く知ろうとする個人旅行スタイルの観光へと変化しつつあります。また、観光交流人口の拡大、ひいては定住の促進による地域の活性化に向け、スポット型観光から滞在型観光へと転換し、地域の日常空間を最大限に活かした“住んでよし訪れてよし”の観光まちづくりを推進することが求められています。

本市は、豊かな自然や歴史的、文化的遺産、由緒ある祭りや伝統行事など多岐にわたる観光資源を有するとともに、「天神はも料理」やB級ご当地グルメ「防府みそ焼きマイマイ」に加え、最近では「玉子かけ料理」などの開発・宣伝の取組により、「観る」観光だけでなく、食を含めた観光も注目されるようになってきました。

観光客数は、防府市まちの駅「うめてらす」の開設(平成22年4月)による増加分を除くと、平成26年まで横ばい状態で推移していますが、今後、大河ドラマ「花燃ゆ」による本市の知名度向上を踏まえ、新たな観光客層の開拓や観光客の滞在時間、観光消費額の増加を促す「防府ならではの」体験や交流メニューの開発、地場製品の販売など、観光事業推進団体や民間事業者と連携した取組が必要となっています。

そのためには、“^{*}幸せます”をコンセプトとした観光まちづくりに対する市民の理解を深め、さらに魅力ある観光地づくりを進め、平成30年の明治維新150年に向け、情報発信力を強化していく必要があります。

施策の基本方針

“^{*}幸せます”をコンセプトとした観光まちづくりを推進し、本市の豊かな自然や歴史的、文化的遺産等の観光資源の魅力を高める取組を行うとともに、^{*}観光まちづくりプラットフォームを整備するなど、「おもてなしの心」で観光客を受け入れる体制の強化を図ります。

また、観光客の回遊性の向上と滞在時間の増加を図るため、民間事業者等と連携し、^{*}観光ネットワークの整備を進めるとともに、体験、交流型の観光メニュー開発への取組を進めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績(平成22年)	実績(平成26年)	目標(平成32年)
「まちの資源を活かした、魅力的な観光地となっている」と思う市民の割合	17%	27%	40%

目標指標

目標指標	実績(平成21年度)	実績(平成26年度)	目標(平成32年度)
観光客数(年間)	678,000人	1,866,333人	2,200,000人
防府市観光ネットワーク加盟店数(年間)	22店	22店	40店

※^{*}幸せます 「幸いです。うれしく思います。助かります。ありがたいです。便利です。」の意味で使用されている山口県の方言。防府商工会議所がこの語に「幸せが増す」という意味を付け加えて防府の地域ブランドとし、地域活性化のため様々な取組を行っている。

※^{*}観光まちづくりプラットフォーム 地域内の着地型旅行商品の提供者と市場(旅行会社や旅行者)をつなぐワンストップ窓口として機能する組織。

※^{*}観光ネットワーク 防府市まちの駅「うめてらす」と連携して、観光客などをおもてなしする店舗や施設の協力網のこと。現在、「うめてらす」周辺の店舗等で構成された「うめてらすネットワーク」と市内全域を22の店舗や施設で網羅する「防府市観光ネットワーク」の2つの組織がある。

● 施策の展開

① 観光地づくり

② 宣伝・受入れ体制の充実

③ 市内周遊観光の促進

【施策の展開】

① 観光地づくり

“^{*}幸せます”をコンセプトとした観光まちづくりを進め、多様な主体と連携し、魅力あるまちの話題を共に創り上げることに取り組みます。

四季折々の豊かな自然、数多くの史跡・文化財、産業などの既存観光資源を活用するとともに、未活用の歴史、文化、自然資源を再評価し、観光の多様性の創出や充実を図りながら、本市の特性を活かした観光振興に努めます。

また、伝統的な祭り、イベント等を観光資源として活用するとともに、本市全域を魅力ある観光地として形成するために、関係機関と連携した取組に努めます。

<主な取組>◆ “^{*}幸せます”のまち防府の推進 ◆ 観光資源の活用 ◆ 魅力の創造

② 宣伝・受入れ体制の充実

防府市観光協会をはじめとした観光事業推進団体の育成に努め、^{*}観光まちづくりプラットフォームの整備を図るとともに、他の自治体との広域連携を通じて観光宣伝の強化や観光イベントの振興を図ります。

また、^{*}観光ホスピタリティ向上のための研修を充実させ、観光を担う人材の育成や観光ボランティアガイドの資質の向上を図ります。さらに、民間事業者と連携し、防府市まちの駅「うめてらす」を中心として市内全域に展開するおもてなしのネットワークの整備、充実に努めます。

外国人観光客のための受入れ態勢を含め、観光施設の利便性を高めるための整備、充実に努めます。

<主な取組>◆ 観光まちづくりプラットフォームの整備 ◆ 観光事業推進団体の充実 ◆ 広域連携の充実
◆ ^{*}観光ホスピタリティの向上 ◆ ^{*}観光ネットワークの整備、充実 ◆ 観光施設の整備、充実
◆ 明治維新150年事業の推進

③ 市内周遊観光の促進

観光客の滞在時間、観光消費額の増加を図るため、観光事業推進団体や民間事業者と連携し、「食」、「体験」、「交流」をともなう観光コースの開発を推進するとともに、^{*}着地型旅行商品の造成を促進します。

<主な取組>◆ 観光コースの開発 ◆ 旅行商品化の促進 ◆ 観光ネットワークとの連携

関連計画

・ 第2次防府市観光振興基本計画（H28年度～H32年度）〔おもてなし観光課〕

※ 観光ホスピタリティ 観光客に対する心のこもったおもてなしのこと。

※ 着地型旅行商品 旅行者を受け入れる地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基に開発した旅行商品のこと。

4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり

施策

4-7 労働環境の向上

現状と課題

我が国は平成20年をピークとして人口減少の局面に入りましたが、この現象が地域経済の市場規模縮小を引き起こしています。同時に、人口減少は深刻な人手不足も生み出しており、企業が事業の縮小を強いられるような状況も広範に生じつつあります。本市においては、好調な自動車産業に牽引される形で、現時点ではこうした状況は顕著に生じていませんが、大都市圏との賃金格差やホワイトカラーの職場の少なさから、労働人口の流出が続いており、地元における雇用の確保が強く求められています。また、近年は、若年層が安心して生活できるよう雇用条件の改善も求められています。

さらに、ライフスタイルや価値観の多様化などにより人々の就労意識が変化してきており、人生のそれぞれのステージに応じた多様な働き方が選択できるよう、労働環境の整備も求められているところです。

労働環境については、事業者間の格差が依然として大きいため、職場の安全環境の整備、労働条件の改善など、快適に働ける環境の整備が必要となっています。また、勤労者の生活の安定のため、共済制度や融資制度の普及に努める必要もあります。

施策の基本方針

就業機会の拡大や若者等への就業支援など、雇用の安定に努めるとともに、勤労者が安心して快適に働ける労働環境を整備するなど、勤労者福祉の向上を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	実績 (平成22年)	実績 (平成26年)	目標 (平成32年)
「働く場所がたくさんあり、働きやすい環境が整っている」と思う市民の割合	8%	17%	30%

目標指標

目標指標	実績 (平成21年度)	実績 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
就業サポート者 [*] (ほうふ若者サポートステーション登録者)進路決定率	50%	84%	85%

※ほうふ若者サポートステーション 15歳～39歳以下の就職を希望する若者の職業的自立を地域で支援するための総合相談窓口。就業体験、職業講話、カウンセリング等の就労に向けた支援や就職後の職場定着に向けたフォローアップを行う。

● 施策の展開

①雇用の安定

②勤労者福祉の向上

【施策の展開】

①雇用の安定

雇用の安定と促進を図るため、国（職業安定所）や県、企業などと連携を図りながら就業機会の拡大に努めます。

指定管理者制度により民間企業が運営する防府地域職業訓練センターの利用を推進し、就業者や求職者に対する職業訓練の充実を図ります。

若年層等に対し、関係機関と連携した職業的自立支援や企業等に対する雇用拡大の要請等を通じて安定した就業の促進を図ります。

<主な取組>◆就業機会の拡大 ◆職業的自立の支援

②勤労者福祉の向上

正規雇用の勤労者のみならず非正規雇用の勤労者の安全確保や健康維持など働く環境の充実のため、関係機関と連携し労働条件や労働安全衛生対策等の改善を促進します。

また、中小企業は、労働条件などにおいて大企業との格差があることから、勤労者の福祉の向上と生活の安定を図るため、勤労者のための福祉共済制度や中小企業退職金共済制度、労働福祉金融制度の普及に努めます。

<主な取組>◆労働条件、安全衛生対策等の改善促進 ◆労働団体への支援 ◆福祉共済制度など各種制度の普及促進



大綱 4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり リーディング事業【23～31】

施策4-1 農業の振興

リーディング事業23 担い手農家・後継者の育成					
<p>【ポイント】</p> <p>※ 認定農業者・新規就農者への支援を拡大するとともに、地域の農地の効率的な運用・保全を行うために集落営農法人等の育成を図ります。</p>					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 認定農業者・新規就農者への支援	認定農業者による農業規模拡大に対する支援の拡大				
	就農希望者が定着をするための総合支援策の拡充				
② 集落営農法人等の育成	農地の運用と保全を行うために集落営農法人等の育成				

施策4-2 林業の振興

リーディング事業24 林業経営支援の充実					
<p>【ポイント】</p> <p>森林組合等による新規就業者の確保・定着を進めるとともに、新規就業者の受け皿となる法人経営体の育成を図ります。</p>					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 林業経営支援の充実	森林組合に対する指導・施策集約化・山口県森林情報システムの活用				

施策4-3 水産業の振興

リーディング事業25 地元水産物の消費拡大の推進					
<p>【ポイント】</p> <p>地産・地消の取組を基本に、潮彩市場防府を活用した地元水産物を活かした新商品開発等により、地元水産物の販路拡大を図ります。</p>					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 地元水産物を使用した [※] 6次産業化・ブランド化	商品開発・販路拡大				
② 潮彩市場防府の魅力向上	情報発信、誘客のための施設整備				

※認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

※6次産業化 農林水産物及びその副産物などの「地域資源」を有効に活用し、農林漁業者（1次産業）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら運搬して加工（2次産業）や流通・販売（3次産業）に取組む経営の多角化を進めることで農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すこと。

施策4-4 (1)工業の振興

リーディング事業26 企業が立地しやすい環境づくりの推進					
【ポイント】 本市産業の活力を拡大するため、企業立地への戦略的な誘致活動を展開するとともに、企業立地奨励制度の充実を図ります。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 戦略的な誘致活動の実施	関係機関との定期的な意見交換や工場等適地情報の提供				
② 企業立地奨励制度の充実	既存制度の再確認		集中的に支援する産業分野の追加		

施策4-4 (2)工業の振興

リーディング事業27 地場産業・既存中小企業の育成					
【ポイント】 中小企業者の意欲的な事業展開の促進や、ものづくり人材の育成等を図るとともに、地元製造品の地元普及率の向上を目指します。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① * 防府市中小企業振興基本条例に基づく中小企業への支援	振興会議で施策及び事務事業の検討、事業化				
② 地元製造品の地元普及率の向上	地元製品の宣伝	地元製品の購入支援研究	地元製品購入支援		

施策4-5 商業・サービス産業の振興

リーディング事業28 創業しやすい環境づくり					
【ポイント】 中小企業の「源泉」となる創業を促進するため、「創業するなら防府」の実現に向けて、創業しやすい環境づくりを進めます。					
取組項目	工程表				
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
① 防府市創業支援計画に基づいた創業支援	特定創業支援事業の採択を1年度1件		創業支援計画の延長		
② * 創業支援センターの機能強化	防府商工会議所や金融機関、やまぐち産業振興財団等との連携強化				
③ 創業支援センターの取組事項等の発信	創業支援センター-SNSやHPを活用した情報発信				

※防府市中小企業振興基本条例 中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務及び中小企業等の役割を明示し、施策の基本的方針等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした条例。

※創業支援センター 防府市創業支援事業計画に基づき平成26年5月に開設された創業に関するワンストップ相談支援窓口。

大綱 4

産業の活力とふるさとの魅力がみなぎるまちづくり リーディング事業【23～31】

施策4-6 (1) 観光の振興

リーディング事業29		観光まちづくり体制の整備				
【ポイント】 観光交流人口の拡大による地域の活力の維持、発展に向け、本市の観光まちづくり体制を整備します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	※観光まちづくりプラットフォームの整備	防府市観光協会の組織強化とワンストップ窓口の整備				

施策4-6 (2) 観光の振興

リーディング事業30		明治維新 150 年を契機とした観光需要の拡大				
【ポイント】 山口県と連携して「明治維新」をテーマとした観光ブランドの構築等を通じて、本市のイメージアップと観光需要の拡大を図ります。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	※“幸せます”のまち防府のブランド化	シティプロモーション活動と各種商材の開発・磨き上げ				
②	※着地型旅行商品の造成	体験型商材の開発と、各種商材との組合せによる商品化				
③	明治維新150年事業の推進	プロモーション・おもてなし体制の充実				

施策4-7 労働環境の向上

リーディング事業31		若者への職業的自立の支援				
【ポイント】 若者の市内定着を図るため、ハローワーク及び就労関係機関と連携して、若者への職業的自立を支援します。						
取組項目		工程表				
		28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
①	若者への職業的自立支援	※NPO法人との連携による若者へのきめ細かな就労支援の実施				
②	地域職業訓練センターの利用促進	指定管理者制度を活用した雇用ニーズに対応した職業訓練の実施				

※観光まちづくりプラットフォーム 地域内の着地型旅行商品の提供者と市場(旅行会社や旅行者)をつなぐワンストップ窓口として機能する組織。

※幸せます 「幸いです。うれしく思います。助かります。ありがたいです。便利です。」の意味で使用されている山口県の方言。防府商工会議所がこの語に「幸せが増す」という意味を付け加えて防府の地域ブランドとし、地域活性化のため様々な取組を行っている。

※着地型旅行商品 旅行者を受け入れる地域(着地)側が、その地域でおすすめの観光資源を基に開発した旅行商品のこと。

※NPO Non Profit Organizationの略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。